

さいたま市大砂土デイサービスセンター運営規定

さいたま市交流型通所サービス

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人欣彰会が設置する大砂土デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（交流型通所サービス）（以下、「交流型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な交流型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 交流型サービスの提供にあたっては、これまで以上に利用者を幅広く対象とした事業展開を進め、新たに住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進することにより、利用者自身が社会参加することで多様な方と触れ合い、引きこもりを防ぎ、いつまでも元気で暮らせることができることを目指すものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 交流型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 交流型サービスの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さいたま市 大砂土デイサービスセンター
- (2) 所在地 さいたま市北区今羽町637番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 交流型サービス事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、交流型サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 交流型 従事者 1名以上(常勤)
従事者は、交流型サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日とする。
ただし、月曜日から金曜日に祝日が重なる場合は、さいたま市に承認申請手続きを行い営業する。それ以外の土日及び年末年始は休みとする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
交流型 10時00分から15時15分までとする。
備考 既存の地域密着型通所介護事業(介護予防通所介護含む)と同空間内にて一体型のサービス提供を行う。

(通所型サービスの利用定員)

第7条 交流型サービスの利用定員は、1日1単位 4名以内とする。

(通所型サービスの内容)

第8条 交流型サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック

- (4) 送迎
- (5) アクティビティ（介護予防） など

(利用料等)

第9条 交流型サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分（1割、2割、3割）の支払いを受けるものとする。

- 2 交流型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 交流型サービスにおいて提供される食事・おやつに係る費用については1回／590円の実費を徴収する。
- 4 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 交流型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(交流型サービス事業の実施地域)

第10条 サービス事業の実施地域は、さいたま市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は交流型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 予定していた事業の利用を中止する場合は、8時30分までに事業所に連絡するものとする。
- 3 予定していた事業の送迎利用を中止する場合は、迎えは8時30分までに事業所に連絡するものとする。
- 4 サービス利用時、体調不良等の場合は速やかに事業所職員へ報告するものとする。
- 5 サービス利用前日からの飲酒を控えるものとする。なお、飲酒の疑いがある場合は、事業所の判断にてサービス利用が困難と判断した場合には利用を中止することとする。
- 6 サービス利用の際、自宅からの飲食物の持ち込みはしないものとする。なお、体調等の理由により、その飲食物の携帯が必要な場合は、事前に事業所に相談することとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 交流型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するは交流型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対するは交流型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震、感染症等の災害及び非常事態に対処するための具体的な計画を策定し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、それらを定期的に従事者へ周知するとともに、年1回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 交流型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した交流型サービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市

町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査等にも協力をする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した交流型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとし、サービス利用開始前に本人及び家族へ事業者が個人情報の取扱いに関する内容の説明を行い、本人及び家族から同意を得るものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備をする。

- (1) 採用時研修を、採用1か月以内に行う。
- (2) 採用後研修を、年に1回以上実施する
- 2 事業所は、交流型サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 欣彰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項をさいたま市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 9月 1日から施行する。